

大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府（以下、「府」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）の施設整備を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的とし、予算の定めるところにより、大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金を受けて補助対象事業を実施できる者は、次の者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）
- (3) 学校法人及び準学校法人
- (4) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- (6) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (7) 独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く）
- (8) 公的団体
- (9) 国立大学法人

2 実施主体は、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、知事が認める者。

ただし、年度内に指定研修機関の指定に係る審査を受ける者に限る。

- (2) 保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者であって、知事が認める者。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条に基づき、国若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業とする。

(補助の対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる補助基準、対象経費等は、別表のとおりとする。

(補助の対象除外経費)

第5条 次に掲げる費用については、補助対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) カンファレンスルームやeラーニングを設置するための施設、研修受講者用の自習室等、看護師の特定行為研修の実施に必要な施設以外の整備に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) (2) の交付基礎額に別表の調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項による申請は、次に掲げる書類を、知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1号の2)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1号の3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助の条件)

第8条 規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、同条第2項の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証

拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、知事が定める様式（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (9) 施設整備終了後に指定研修機関として指定されなかったもしくは指定を取り消された場合は、原則として、補助金を返還すること。

2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。

3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次の場合とする。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の増減を伴う事業内容の変更
- (2) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更
- (3) 建物の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更

4 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第3号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により、補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し、通知する。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から

起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第11条 規則第10条の規定による報告は、大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金の補助対象事業の遂行状況報告書（様式第4号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による報告は、大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金実績報告書（様式第5号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 知事は、第12条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算により交付することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに大阪府看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金概算払請求書（様式第6号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

（立入調査）

第16条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(取得財産の処分制限)

第18条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 単価表	3 対象経費	4 調整率								
次に掲げる基準面積に、2の単価表を乗じた合計額とする。 基準面積 80㎡ 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。 ただし、過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。	<table><tr><th>構造別</th><th>単価※</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>208,200円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>180,900円</td></tr><tr><td>木造</td><td>208,200円</td></tr></table> ※1平方メートルあたり 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。	構造別	単価※	鉄筋コンクリート	208,200円	ブロック	180,900円	木造	208,200円	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	0.50
構造別	単価※										
鉄筋コンクリート	208,200円										
ブロック	180,900円										
木造	208,200円										